

# 令和5年第7回加賀市農業委員会定例総会

令和5年7月25日(火)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を18日に、中池委員、紺谷委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>会長不在のため、大家職務代理に議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（大家職務代理）	<p>皆さん、こんにちは。暑い日が続いていますので、体調に気を付けてください。</p> <p>それでは、令和5年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（大家職務代理）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。</p>
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（大家職務代理）	議案 第25号 農地法第5条の規定による許可申請につ

<p>中池委員</p>	<p>いて、事前に現地確認調査を行っていますので、中池委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は敷地拡張です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は農業集落排水に接続し雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は車庫建設です。3番は既に車庫が建設されてきました。隣地境界には擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>4番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番の転用目的は自己住宅建設です。5番は既に砂利が敷かれていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>6番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は農業集落排水に接続し雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>7番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（大家職務代理） 事務局（橋本）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。</p>

1番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計 127 m<sup>2</sup>、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を贈与され家庭菜園などを兼ねて敷地拡張するものです。この案件は、申請地の2筆のうち1筆が令和5年4月に農地法第3条の許可を受けて譲渡人が取得していますが、諸事情により譲渡することとなったものです。取得後、一度も耕作せずに譲渡することは農地法第3条の許可要件を満たしていないこととなりますので、譲渡人からは始末書が提出されております。申請地は、農地の拡がり10ha未滿の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積 784.64 m<sup>2</sup>以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

2番は [REDACTED] にあり、田、2筆、面積 249 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。

3番は [REDACTED] にあり、田、2筆、面積計 351 m<sup>2</sup>、転用目的は車庫建設です。譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地を購入して賃貸用の車庫を建設するものです。この案件は、平成7年ごろに譲渡人の母が車庫を建設したもので、建設の経緯は不明です。申請地は、準住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [REDACTED] にあり、田、2筆、面積計 240 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借及び購入して

自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は [ ] にあり、畑、面積 228 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

6番は [ ] にあり、畑、面積 290 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が老朽化しているため、実家に近い申請地を贈与され、自己住宅を建設するものです。申請地は、 [ ] 以内にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

7番は [ ] にあり、田、2筆、面積 326 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、実家の農業を承継するため実家に近い申請地を贈与され、自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、譲受人は申請地の周辺集落に居住しており、他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（大家職務代理）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（大家職務代理）

なければ、これより採決に入ります。

議案 第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（大家職務代理）

挙手全員により、適切と認めます。

議案第 26 号 非農地証明願について

議長（大家職務代理）	次に、議案 第 26 号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、中池委員から報告をお願いします。
中池委員	それでは、報告します。 1 番から 6 番は現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。
議長（大家職務代理）	続いて、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	はい、説明させていただきます。 1 番は [REDACTED] にあり、畑、9 筆、面積計 2,616 m <sup>2</sup> です。この度、森林環境整備に関する事業として申請地で放置竹林の除去を行うため登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。説明は以上です。
議長（大家職務代理）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（大家職務代理）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第 26 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長（大家職務代理）	挙手全員により、適切と認めます。

報告第 15 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について

議長（大家職務代理）	次に、報告第 15 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（大家職務代理）	なければその他事務連絡について、事務局から報告して

	ください。
<b>事務連絡</b>	
事務局(宮下) 議長 (大家職務代理)	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和5年第7回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<b>閉会（午後2時47分）</b>	